

差押処分取消請求控訴事件

大阪高等裁判所平成 25 年 (行コ) 第 196 号

平成 26 年 3 月 14 日第 14 民事部判決

(原審・大津地方裁判所平成 24 年 (行ウ) 第 16 号, 同第 17 号)

口頭弁論終結日 平成 26 年 1 月 24 日

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が, 控訴人会社に対して, 原判決別紙「差押目録」記載の債権について平成 24 年 1 月 20 日付けでした債権差押処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は, 第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

主文同旨

第 2 事案の概要

1 本件は, 原判決別紙「不動産目録」記載 1 ないし 3 の各土地 (以下, これらを併せて「本件土地」という。) 及び同目録記載 4 の建物 (以下「本件建物」という。) 等の固定資産税滞納処分として, 処分行政庁が, 控訴人会社の株式会社レーベン (以下「レーベン」という。) に対する本件土地及び本件建物の賃貸借契約 (以下「本件賃貸借契約」という。) に基づく賃料債権を差し押さえる旨の処分 (以下「本件処分」という。) を行ったところ, 被処分者たる控訴人会社と, 亡 B (以下「亡 B」という。死亡により控訴人 C がその地位を承継) が, [1] 本件処分は, 本件土地のみならず控訴人会社所有名義の本件土地以外の不動産についての未納固定資産税全額をもって, 控訴人会社が, 本件土地の所有者であった亡 B から信託譲渡を受けた信託財産である本件土地に係る賃料債権部分について差押えを行うものであるから, 上記賃料債権部分を差し押さえた本件処分は違法であり, また, [2] 本件賃貸借契約に係る賃料債権のうち消費税相当額部分については, 控訴人会社がレーベンから預かったものにすぎず, 控訴人会社の責任財産に属するものとはいえないから, 上記消費税相当額部分に係る債権を差し押さえた本件処分は違法である等と主張して, 本件処分の取消しを求めた事案である。

2 原審裁判所は、信託財産に属する財産に係る固定資産税は、信託事務の処理について生じた債権として差押え禁止の例外に該当する、上記消費税相当額部分の差押えについても、消費税の納税義務者は事業者たる控訴人会社であり、消費税相当額部分は消費者からの預り金ではないなどと判断し、本件処分は違法ではないとして控訴人らの請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人らが、本件各控訴を提起した。

3 前提事実

(1) 控訴人会社は、主に滋賀県彦根市α町の地域開発等の企画・調整・設計並びに土地及び建物の有効利用に関する企画・調査設計等を目的とする株式会社である。

(甲イ1, 弁論の全趣旨)

(2) 亡Bは、平成18年6月23日、財産の管理・運用及び処分を目的としてその所有に係る本件土地を控訴人会社に対して譲渡し、控訴人会社は上記目的に従って本件土地の管理又は処分等を行うこと等を約する旨の契約(以下「本件信託契約」という。)を締結し、同月29日、信託を原因として控訴人会社に対する本件土地の所有権移転登記手続をした。

(甲イ6の1及び2, 同7の1及び2, 同8の1及び2, 甲ロ3, 弁論の全趣旨)

(3) 控訴人会社は、平成18年7月19日、レーベンに対し、本件土地及び本件土地のうちの原判決別紙「不動産目録」記載3の土地上にあり、控訴人会社が同日、滋賀ダイハツ販売株式会社から売買を原因として取得した本件建物を、賃料月額30万円及び消費税、賃貸期間平成18年8月1日から5年間(賃貸借期間満了3か月前までに更新拒絶の意思表示がなければ、以後同一条件で自動更新)との約定で賃貸する旨の契約(本件賃貸借契約)を締結し、控訴人会社は、レーベンに対し、本件賃貸借契約に基づき、本件土地及び本件建物を引渡した。なお、本件賃貸借契約においては、本件土地部分と本件建物部分の賃料の内訳は定められてはいない。

(甲イ3, 9, 14)

(4) 控訴人会社及び亡Bは、本件信託契約の締結に際して、控訴人会社が亡Bに対し、月額7万4400円(本件土地1坪あたり150円)の配当金を支払う旨の合意をしていたところ、本件賃貸借契約締結後の平成18年9月7日、上記合意に係る契約書を作成した。

(甲イ10, 14)

(5) 控訴人会社は、委託者を亡B、受託者を控訴人会社とする信託財産である本件土地並びに控訴人会社の固有財産である本件建物及びその他控訴人会社を所有名義人とする複数の土地に係る固定資産税(原判決別紙「滞納固定資産税目録」に記載のもの)を滞納したことから、処分行政庁は、控訴人会社に対し、平成24年1月20日付けで、上記固定資産税について、本件土地及び本件建物についての本件賃貸借契約に係る平成24年2月分以降の賃料月額31万5000円(賃料30万円、消費税相当額1万5000円)の支払請求権(原判決別紙「差押目録」記載の債権)を被差押債権とする、滞納処分としての債権差押え(本件処分)をした。

(甲イ 2, 甲ロ 1, 乙 2, 弁論の全趣旨)

(6) 控訴人会社は、処分行政庁に対し、平成 24 年 3 月 16 日付けで、本件処分に対する異議申立てを行った。同異議申立てにおいて、控訴人会社は、〔1〕 本件処分に係る賃料債権は、本件信託契約に基づく信託財産に属するものであるところ、本件処分は、本件土地の固定資産税の額を越えて控訴人会社の未納固定資産税全額について、亡Bの信託財産に属する本件土地の賃料債権を除外せずに、本件賃貸借契約に基づく賃料債権全額を差し押さえたものであるから、信託法(平成 18 年法律第 108 号) 23 条 1 項に違反し違法である、〔2〕 レーベンからの国税の預り金である本件賃貸借契約に基づく賃料債権中の消費税相当額部分を差し押さえることは違法であるなどと主張した。

処分行政庁は、同年 5 月 16 日付けで、控訴人会社の上記異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(甲イ 4, 1 2)

(7) 亡Bは、処分行政庁に対し、平成 24 年 4 月 19 日付けで、本件処分に対する異議申立てを行った。同異議申立てにおいて、亡Bは、概ね上記(6)の〔1〕及び〔2〕と同趣旨の主張をした。

処分行政庁は、同年 6 月 15 日付けで、亡Bの上記異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(甲ロ 2)

(8) 被控訴人は、本件処分の結果、被控訴人が取り立てた本件賃貸借契約に基づく平成 24 年 2 月分以降の賃料月額 30 万円及び消費税相当額 1 万 5 0 0 0 円の合計 31 万 5 0 0 0 円の金員について、平成 24 年 3 月 9 日、控訴人会社に係る平成 18 年度第 2 期分の固定資産税(以下では、単に「平成 18 年度第 2 期分」などという。)に、同年 4 月 9 日、平成 19 年度第 1 期分に、それぞれ充当した。

被控訴人は、同年 5 月 11 日、平成 18 年度第 2 期分に充当した 31 万 5 0 0 0 円を、平成 19 年度第 1 期分のうちの 30 万 1 2 0 0 円と、同第 2 期分のうちの 1 万 3 8 0 0 円に、それぞれ充当替えした。

被控訴人は、本件処分の結果、被控訴人が各月毎に取り立てた月額 31 万 5 0 0 0 円の金員について、同月 14 日、平成 19 年度第 1 期分に 24 万 0 6 0 0 円、同第 2 期分に 7 万 4 4 0 0 円をそれぞれ充当し、同年 6 月 13 日、平成 19 年度第 1 期分に 24 万 0 6 0 0 円、同第 2 期分に 4 万 6 8 0 0 円、同第 3 期分に 2 万 7 6 0 0 円をそれぞれ充当し、同年 7 月 11 日、平成 19 年度第 1 期分に 24 万 0 6 0 0 円、同第 3 期分に 7 万 4 4 0 0 円をそれぞれ充当し、同年 8 月 15 日、平成 19 年度第 1 期分に 1 万 7 0 0 0 円、同第 2 期分に 22 万 3 6 0 0 円、同第 3 期分に 3 万 3 0 0 0 円、同第 4 期分に 4 万 1 4 0 0 円をそれぞれ充当し、同年 9 月 12 日、平成 19 年度第 2 期分に 24 万 0 6 0 0 円、同第 4 期分に 7 万 4 4 0 0 円をそれぞれ充当し、同年 10 月 8 日、平成 19 年度第 2 期分に 24 万 0 6 0 0 円、同第 4 期分に 1 万 9 2 0 0 円、平成 20 年度第 1 期分に 5 万 5 2 0 0 円をそれ

ぞれ充当し、同年11月9日、平成19年度第2期分に24万0600円、平成20年度第1期分に7万4400円をそれぞれ充当し、同年12月10日、平成19年度第2期分に24万0600円、平成20年度第1期分に1万4400円、同第2期分に6万円をそれぞれ充当した。

(甲イ13の1ないし10、乙6)

(9) 亡Bは、平成25年3月29日に死亡した。

亡Bの相続人である控訴人CとEとの間では、同年5月22日、控訴人Cが亡Bのすべての財産を取得する旨の遺産分割協議がされた。

(弁論の全趣旨)

4 争点

本件の争点は、本件処分の適法性であるが、具体的には以下の点が問題になる。

(1) 信託財産である本件土地に係る固定資産税と被控訴人会社所有名義の本件土地以外の不動産に係る固定資産税とを区別せずに、その合計額を滞納金額として、信託財産である本件土地の賃料相当額部分に対する差押処分(本件処分)を行ったことの適法性(本件処分後に行われる滞納税金の充当処理計算上、本件土地の賃料相当額部分が信託財産である本件土地の固定資産税のみに充当される余地があれば、本件処分は適法といえるか否かを含む。)

(2) 本件処分において、被差押債権中に本件賃貸借契約における賃料債権中の消費税相当額に係る債権が含まれていることの適法性

5 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1)について

(控訴人らの主張)

ア 本件土地は、控訴人会社が亡Bから本件信託契約に基づいて譲渡されたものであるから、本件土地について発生した賃料債権は亡Bの信託財産に属する(信託法16条1号)。

信託法は、信託財産に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分(その例による処分を含む。)を禁じているから(同法23条1項)、亡Bの信託財産である本件土地の賃料債権を差し押さえることはできない。

イ また、仮に、本件土地の固定資産税が、信託財産責任負担債務(同法2条9項)に該当するものであるとしても、本件処分においては、本件土地の未納固定資産税のみならず、本件土地以外の控訴人会社の所有に係る不動産についての未納固定資産税全額をもって、亡Bの信託財産である本件土地の賃料相当額に係る債権を含む本件土地及び本件建物についての賃料債権全額が被差押債権とされており、これは同法23条1項に違反している。

ウ 被控訴人は、控訴人会社の滞納固定資産税には、本件土地に係る固定資産税も含まれているから、本件土地の賃料相当額に対してされた本件処分は、その賃料相当額が本件土地の滞納固定資産税に充当されているといえる限り、同法23条1項に反するものではない旨主張するが、差押後の充当処理によって、本来違法であるはずの差押処分が適法にな

ることではない。

また、そもそも、平成 24 年 3 月 9 日に行われた充当処分の時点では、本件土地から生じる賃料相当額が、本件土地の未納固定資産税に充当されていないのであり、本件処分は違法というほかない。被控訴人は、同年 5 月 11 日に充当替えを行っているが、このことによって、違法な処分が適法な処分になることもありえない。

エ また、信託法 18 条 1 項は、信託財産と固有財産とが識別不能となった場合には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす旨、同条 2 項で上記共有持分は相等しいものと推定する旨、それぞれ規定しているところ、本件賃貸借契約における賃料債権について、本件土地部分の賃料と本件建物部分の賃料とが明確に区別できない場合には、同法 1 項及び 2 項の類推適用により持分 2 分の 1 ずつの準共有となるというべきであるから、差押えに際しては、2 分の 1 の限度でのみしか行えないと解すべきである。

(被控訴人の主張)

ア 信託法 23 条 1 項は「信託財産責任負担債務にかかる債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。）」、すなわち受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務（同法 2 条 9 項）に基づく場合を差押禁止の例外としているところ、信託財産に属する財産にかかる固定資産税は「信託事務の処理について生じた権利」（同法 21 条 1 項 9 号）として上記差押禁止の例外に該当する。

イ 本件において、控訴人会社の滞納固定資産税には、本件土地に係るものも含まれているから、本件土地の賃料相当額を被差押債権とする本件処分は、差し押さえられた上記賃料相当額が、本件土地の滞納固定資産税に充当されている限り、同法 23 条 1 項に違反するものではない。

固定資産税については、地方税法 387 条により同一納税義務者が所有する不動産についていわゆる「名寄せ」を行うこととされており、固定資産税の免税点（同法 351 条）を判定する場合は、名寄せ後の課税標準額をもって判定する等とされているほか、課税標準額及び税額を算出する際の端数処理（同法 20 条の 4 の 2）も、名寄せ後の総額に対して実施されることになっている。そのため、通常の処理過程において、複数の不動産を所有している者については、賦課された固定資産税総額のうち特定の不動産に係る税額を正確に算出することができないし、特定の不動産に賦課される固定資産税のみを支払い、あるいは支払わないとすることはできない。その一方で、信託法の規定上、本件土地の賃料相当額分については、本件土地に賦課された固定資産税のみに充当されるべきであるから、被控訴人は、被控訴人会社が仮に本件土地のみを所有していたとする場合に賦課されるであろう固定資産税額を算出し（これは真に本件土地に対して賦課されていると考えられる税額の近似値となる。）、その額をやや下回る額については、控訴人会社の滞納固定資産税全体の中の本件土地の税額に相当する額であると考えられることから、この部分に対してのみ、本件処分によって取り立てた賃料債権月額 31 万 5000 円のうち、少なくとも本件土地の賃料相当額と考えられる 7 万 4400 円を充当するとの処理を行っている。上記

名寄せは、地方税法が制度として採用しているものであるから、仮に、特定の納税義務者の所有する不動産から、特定の不動産のみを取り出して固定資産税額の計算を行ったとしても、それはあくまでも「相当税額」でしかないものであり、信託財産にかかる未納固定資産税を独立して請求することはできない。控訴人らの主張は、地方税法に定められた制度に異議を唱えているにすぎないものである。なお、本件信託契約に関連して、控訴人会社と亡Bとの間では、配当金月額7万4400円の支払合意がされているが、このことから、直ちに、本件土地に係る月額賃料相当額が上記配当金月額と同額になるわけではない。そして、国税徴収法63条本文によれば、徴税職員が債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならないとされていることに照らせば、本件賃貸借契約に基づく賃料債権全額を差し押さえたことに特段の問題はない。

以上によれば、本件処分は信託法23条1項に違反せず、違法とはいえない。このような処理が認められないとすれば、高収益を生む不動産について、複数の不動産を所有する受託者に信託されると、当該高収益を生む不動産に賦課される固定資産税を滞納しても、その不動産が生み出す高収益を差し押さえることが全くできなくなるとの結論を招くことになり、不相当である。

ウ 信託法18条は、当初は固有財産と信託財産との区別があったものの、事後的に識別が不能となった場合に係る規定であるから、当初からその区別のない本件賃貸借契約における賃料債権について類推適用する素地を欠いているというべきである。

(2) 争点(2)について

(控訴人らの主張)

本件土地及び本件建物の賃料にかかる消費税相当額1万5000円は、控訴人会社が、本件賃貸借契約の賃借人であるレーベンから預かった国税の預り金であり、同契約に基づく賃料債権には含まれない。本件処分は、上記消費税相当額部分をも含めて差し押さえるものであって違法である。

(被控訴人の主張)

消費税の納税義務者はあくまで賃借人である控訴人会社であり、本件賃貸借契約の賃借人であるレーベンは、消費税の実質的負担者ではあるものの納税義務者ではない。消費者が商品や役務の提供に対して支払う消費税はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有せず、本件における消費税相当額は、賃料の一部にすぎないから、これを差し押さえることに違法はない。

よって、本件処分は適法である。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実のとおり、控訴人会社と亡Bとの間の本件信託契約は、平成18年6月23日に締結されているところ、信託法(平成18年法律第108号)の施行日(平成19年9月30日)前に効力が生じた契約信託等については、信託財産に属する財産の対抗要件

に関する事項を除き、従前の例によるとされているところ（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号、以下「整備法」という。）2条）、上記従前の例によるとされる信託は、信託行為の定め又は委託者、受託者及び受益者の書面等による合意によって、適用される法律が信託法となる信託に信託の変更をすることができるものとされている（整備法3条1項）。

本件において、上記信託の変更がされたことはいかなるわけでもないので、本件において適用される法律は、平成18年法律第109号による改正前の信託法（大正11年法律第62号、以下「旧信託法」という。）であることになる。

2 争点（1）（信託財産である本件土地に係る固定資産税と被控訴人会社所有名義の本件土地以外の不動産に係る固定資産税とを区別せずに、その合計額を滞納金額として、信託財産である本件土地の賃料相当額部分に対する差押処分（本件処分）を行ったことの適法性（本件処分後に行われる滞納税金の充当処理計算上、本件土地の賃料相当額部分が信託財産である本件土地の固定資産税のみに充当される余地があれば、本件処分は適法といえるか否かを含む。））について

（1）前提事実（前記第2の3（5））のとおり、本件処分においては、委託者を亡B、受託者を控訴人会社とする信託財産である本件土地並びに控訴人会社の固有財産である本件建物及びその他控訴人会社を所有名義人とする複数の土地に係る固定資産税について、本件土地及び本件建物についての本件賃貸借契約に係る平成24年2月分以降の賃料月額31万5000円（賃料30万円、消費税相当額1万5000円）の支払請求権（原判決別紙「差押目録」記載の債権）を被差押債権とする、滞納処分として債権差押えがされている。

旧信託法16条1項によれば、信託財産につき、信託前の原因によって生じた権利又は信託事務の処理について生じた権利に基づく場合を除いては、信託財産に対して強制執行等（滞納処分を含むと解されている。）をすることができないとされているところ、この規定は、信託財産の独立性を確保し、受益者の物権的救済を図ることを目的とするものである。同規定は、受託者の固有財産に属する債務に係る債権者や、特定の委託者以外の者が受託者に信託した信託財産に属する債務に係る債権者は、原則として、特定の委託者が信託した信託財産について権利を行使することを許さないことを定めるものであるから、本件処分が同規定に抵触するか否かが問題になる。

そこで検討するに、上記固定資産税のうち、本件土地に係る固定資産税に相当する部分は、旧信託法16条1項にいう「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当することは明らかであるところ、信託事務の処理について生じた権利に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のほか、固有財産に属する財産をもって、その履行の責任を負うのが原則とされているのであるから、本件土地に係る固定資産税に相当する部分についての債権に基づいて、信託財産である本件土地及び控訴人会社の固有財産である本件建物についての、本件賃貸借契約に係る賃料債権を差し押さえることが、旧信託法16条1項に抵

触するものでないことは明らかである。

しかしながら、他方、上記固定資産税のうち、控訴人会社を所有名義人とする本件土地以外の不動産に係る固定資産税に相当する部分は、旧信託法 16 条 1 項の適用が除外される権利に該当するものではないので、同条項の解釈上、これに基づいて、本件賃貸借契約に係る賃料債権のうち、亡Bを委託者とし、控訴人を受託者とする信託財産である本件土地の賃料相当額部分に対して強制執行等を行うことは、旧信託法 16 条 1 項によって、当該信託財産が責任を負わないものとされている債務の債権者による権利の行使を許すことになるので、同条項に抵触することになるというべきである。

(2) この点について、被控訴人は、本件処分において、信託財産である本件土地のみならず、その他の控訴人会社を所有名義人とする不動産に係る固定資産税について、本件賃貸借契約に係る賃料債権の全額を差し押さえたのは、同一納税義務者が所有する不動産について、いわゆる名寄せが行われており（地方税法 387 条）、固定資産税の免税点（同法 351 条）を判定する場合は名寄せ後の課税標準額をもって行われているほか、課税標準額及び税額を算出する際の端数処理（同法 20 条の 4 の 2）についても、名寄せが行われていることを前提として算定された固定資産税の総額に対して実施されることになっていることなどから、通常の場合、特定の市町村において複数の不動産を所有している者については、賦課された固定資産税総額のうち、特定の不動産にかかる税額を正確に算出することができず、また、特定の不動産に賦課される固定資産税のみを支払い、あるいは支払わないとすることはできないことから、差押調書や、同調書添付の滞納明細書においても、総額表示しかなしえないためである旨主張する。

しかしながら、被控訴人の主張するような地方税法上の制約があるとしても、特定の不動産に対する固定資産税相当額（ただし、近似値である。）を算出すること自体は可能である以上、上記地方税法上の制約があることは、旧信託法 16 条 1 項に違反して信託財産の独立性を害することになる本件処分を正当化する根拠にはなり得ないというべきである。

(3) また、被控訴人は、本件処分後に行われる滞納税金の充当処理計算上、本件土地の賃料相当額部分が信託財産である本件土地の固定資産税のみに充当される余地があれば、本件処分は当初から適法であるとも主張する。

しかしながら、行政処分の違法性を判断する基準となる時点は、当該処分が行われた時点であると解すべきであるところ、前提事実（前記第 2 の 3 (8)）のとおり、本件処分に基づいて被控訴人が取り立てた本件賃貸借契約に基づく賃料債権が、控訴人会社が滞納した固定資産税に充当されたのは、本件処分後である上、具体的に被控訴人においてどのような充当方法が採用されるのかについては、控訴人らは本件処分時には知り得ないのであるから、現時点において前提事実記載のとおりのできる充当が行われているとしても、このことを理由に本件処分が適法と評価されることになるわけではない（本件処分を維持すれば、いずれ本件処分における請求債権のうちの本件土地の固定資産税未納分が消滅し、上記のような充当処理ができなくなることになり、その場合には、本件土地の賃料相当額部分を

その余の不動産の固定資産税未納分に充当するか否かは、被控訴人の意思に委ねられることになるが、このような状態は、やはり、適法とはいえない。)

(4) 以上によれば、本件処分は、旧信託法 16 条 1 項に違反しているのであるから、その余の点について判断するまでもなく適法であるとはいえない。

第 4 結論

以上のとおり、本件処分は違法であり、控訴人らの請求はいずれも理由があるから認容すべきところ、これと結論を異にする原判決は失当であって、本件控訴は理由がある。よって、原判決を取消し、控訴人の請求をいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 14 民事部

裁判長裁判官 田中澄夫 裁判官 龍見昇 裁判官 金地香枝